

ソフトバンク
広告掲載ガイドライン
InternetPlus スマートAD 向け

令和4年8月1日 Ver.1.0

目次

| | |
|-----------------------|------|
| 第1章 原則..... | P. 3 |
| 第2章 取扱い不可サービス・商品..... | P. 4 |
| 第3章 共通掲載基準..... | P. 5 |
| 第4章 業種別掲載基準..... | P. 6 |

第1章 原則

1. 当社は、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（以下「JIAA」といいます）の会員社として、JIAA が定める「行動ターゲティング広告ガイドライン」（以下「JIAA ガイドライン」といいます）を遵守します。
2. 広告掲載について、以下の点を規範とし判断させていただきます。
 - (1) 社会の信頼にこたえ、ユーザーに利益をもたらすものであること。
 - (2) 公明正大にして、真実であること。
 - (3) 関係諸法規に違反していないものであること。
 - (4) 公序良俗に反していないものであること。
3. 広告掲載について、以下の通り対応させていただきます。
 - (1) お申込頂く広告についての掲載可否決定権は、弊社に属します。
 - (2) 掲載を承認もしくは拒否した広告について弊社はその理由を説明する義務を負いません。
 - (3) 広告内容およびリンク先サイト内の全ての情報、商品およびサービスに関するすべての責任は広告主様にございます。
 - (4) 媒体のイメージやユーザーの属性等を考慮し、広告表現を変更して頂くことがございます。
 - (5) 本ガイドラインに個別記載がない項目につきましても掲載できない場合がございます。
 - (6) 掲載可否判断には、状況によってはお時間がかかる場合がございます。予めご了承ください。
 - (7) 掲載基準に反する事実が判明した場合は直ちに広告掲載を停止し、申込内容に応じた金額を請求致します。また、当該広告により弊社が被った損害の賠償を請求致します。
 - (8) 本内容は、予告なく変更される場合がございます。予めご了承ください。
 - (9) 広告を掲載することにより生じた結果などにつきましては、弊社では責任を負いかねますので予めご了承ください。
4. 広告掲載について、以下の各項目に該当する類の広告は掲載いたしません。
 - (1) 日本国の法令（関連省庁のガイドライン、通達等を含む）および関連する外国法令に抵触するもの、またそのおそれのあるもの
 - (2) 医療、医薬品、化粧品、健康食品において、効能、効果、性能等を関係省庁が承認する範囲を逸脱するもの
 - (3) 金融商品取引法に準拠した本人確認、購入意向確認がなされていない金融商品ネット販売サービス
 - (4) 許可・認可を要する業種で、許可・認可を取得していない企業の広告
 - (5) 暴力、賭博、麻薬、売春等の行為を肯定、美化したもの
 - (6) 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるもの
 - (7) 卑猥、わいせつ、その他性に関する表現が露骨で風紀上好ましくないもの
 - (8) 風紀を乱したり、犯罪を誘発したりするおそれがあるもの
 - (9) 未成年者に対する配慮に著しく欠けるもの
 - (10) 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの
 - (11) 非科学的、または迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - (12) 投機、射幸心を著しく煽る表現のもの
 - (13) 広告の主体および広告の目的が不明または曖昧なもの
 - (14) 権利関係・取引の実態が不明確なもの
 - (15) 料金、利用条件がわかりやすく正しく表示されていないもの
 - (16) 取得する個人情報の利用目的が明記されておらず、また規定する通りの運用がなされていないもの
 - (17) 虚偽表現、誇大表現、または表現が不正確で誤認させるおそれがあるもの
 - (18) 個人広告や個人的売名を目的としたもの
 - (19) 第三者の権利（著作権、商標権等の知的財産権、名誉、プライバシー、肖像権など）を侵害するもの
 - (20) 第三者を誹謗、中傷しているもの

- (21) 基本的人権を侵害したり、差別を助長するおそれのあるもの
- (22) 第三者に対して、不法または不当に不利益を与えるもの
- (23) 信用毀損、業務妨害となるおそれがある表現のもの
- (24) ソフトバンクおよび関連会社の社会的評価を低下させられるもの
- (25) 事実に反して、ソフトバンクおよび関連会社が広告主を支持、またはその商品やサービス、意見等を推奨、あるいは提携、保証しているかのような表現のもの
- (26) ソフトバンクまたはその関連会社の基幹事業との競合サービス
- (27) 弊社取扱商品が賞品として掲載されているもの
- (28) 価格表示については、『消費税法』で定められた表示を遵守していないもの
- (29) その他、ソフトバンクが不適当と判断するもの

第2章 取扱い不可サービス・商品

下記サービス・商品について誠に恐れ入りますがご掲載いただくことができませんので予めご了承ください。

1. 医療関連
 - (1) レーシック治療
 - (2) 高度医療機器の販売
 - (3) 身体機能検査キット(人の身体機能にかかわる検査で、検体を郵送などで検査センターなどに返送して行うもの等)
 - (4) 性行為補助剤、器具、精力剤、避妊薬、薬物検査を免れるための薬剤等
 - (5) 医薬品の景品、サンプル提供
 - (6) 処方箋を必要とする医薬品および要指導医薬品の通販
 - (7) 未承認医薬品の取り扱い
2. 成人向けサービス
 - (1) 風俗店、風俗店情報サービスなど、アダルト要素の強いサービスを扱った業態
 - (2) 出会い系サイト、ツーショットチャットなど、出会いの要素を含む業態
3. ユーザートラブルの恐れのあるビジネス
 - (1) ネットワークビジネス、ねずみ講、マルチ商法、モニター商法、内職商法等のビジネス、または類する業態
4. 法律事務所
 - (1) 弁護士、司法書士など
5. 探偵業
 - (1) 探偵事務所、興信所など
6. 自己啓発関連サービス
 - (1) 能力開発関連商品(ヒアリング、リスニング、ビジュアル等)
7. 通信関係
 - (1) 通信事業者、携帯販売業
8. その他
 - (1) 葬儀などのご不幸ごと
 - (2) 仮想通貨を扱うサービス、
 - (3) パチンコ/スロット
 - (4) 娯楽ゲーム(麻雀・カード等)
 - (5) オークション(個人間取引)
 - (6) クーポン共同購入
 - (7) 結婚情報サービス
 - (8) SNS/コミュニティ/掲示板
 - (9) グラビア、写真集、動画
 - (10) タバコ
 - (11) アルコール飲料
 - (12) デジタルコンテンツ(ゲーム・待ち受け・壁紙・デコレメールサイト・占いサイト・電子書籍・コミック)
 - (13) 就職・転職・アルバイト・派遣仲介サイト

- (14) 通信教育
- (15) 宗教
- (16) 政党、選挙広告

第3章 共通掲載基準

以下の点を規範とし判断させていただきます。

1. 原稿について
 - ・広告主、商品名もしくはサービス名など、広告に関する責任の所在が明記されていること。
 - ・原稿で訴求された商品・サービスが LP で確認できること。
 - ・iPhone (iPad) 及び iPhone (iPad) と思われる筐体の画像は使用されていないこと。
2. LP およびリンク先について
 - ・正常にページに遷移出来ること。
3. 原稿 リンク先共通
 - (1) 消費税
 - ・価格表示については、『消費税法』で定められた表示を遵守していること。
 - (2) 「SoftBank」に関する表記
 - ・「SoftBank × ○○○(企業名)」「SoftBank 公式」等のように、ソフトバンクおよび関連会社が広告主を支持、推奨、あるいは提携、保証しているかのような表現が使用されていないこと。
 - ・弊社社名が表記されている場合、正式な表記であること。
 - 可例) ソフトバンク、SoftBank
 - 不可例) SOFTBANK、softbank、Softbank など
 - ・SoftBank を想起させる画像、イラストなどが使用されていないこと。
 - (3) 有価証券の価値表記
 - ・ユーザーに現金と誤認を与える可能性のある表現を使用していないこと。
 - 不可例「ギフト券 1 万円プレゼント!」
 - 可例 「ギフト券 1 万円分プレゼント!」
 - (4) 「完全」表記
 - ・「完全」を保証する表現は使用不可。
 - (5) 「無料」表記
 - ・「完全無料」およびそれに準じた表現が使用されていないこと。
 - ・リンク先は訴求内容に合わせたサイト内容であること。
 - ・何が無料であるか、内容が明記されていること。
 - ・無料体験版について、無料体験版を使用する際の制限(期間・回数等)がリンク先にわかりやすく表記されていること。
 - ※訴求するサービス名及びサイト名に「取り放題」「無料」等同等表現がある場合も本項目を適用。
 - (6) 景品表示法について
 - ・最上級・比較表現について、「No.1」「最高」「日本一」「世界一」等の最上級表現、および他社との比較表現が記載されている場合、原稿または LP の分かりやすい箇所に第三者機関による根拠・出典が併記されていること。
 - ・不当表示について、商品・サービスが実際よりも著しく優良であると誤認させるおそれのある表示や、著しく安い、もしくは有利な取引であると誤認させる恐れのある表示が記載されていないこと。
 - ・公正競争規約について、業界独自の公正取引協議会がある場合、その規約が遵守されていること。
 - ・その他、景品表示法で定められた表現の範囲を逸脱していないこと。
 - (7) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」について
 - ・化粧品や医薬品、健康食品、健康雑貨等について、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規制に準じた表示がされていること。

・効果効能について「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で定められた表現の範囲を逸脱していないこと。

《参照》

東京都福祉保健局 医薬品等の広告規制について(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/index.html>

第4章 業種別掲載基準

各業種について以下の点を規範とし判断させていただきます。

なお、以下に定めている内容に準拠されている場合であっても、弊社の判断により掲載をお断りすることがございます。

1.金融

1.銀行

・金融庁から免許・登録を受けている企業であること。

2.信用金庫

・信用金庫連合会免許を取得している企業であること。

3.消費者金融・クレジットカード(ローン訴求)

・日本貸金業協会の加盟企業であること。

・リンク先で以下の内容を確認できること。

- (1)貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号
- (2)貸付けの利率
- (3)返済の方式並びに返済期間及び返済回数
- (4)担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項
- (5)貸付けの利率表示(年率を百分率で少なくとも小数点以下1位まで表示)
- (6)個人情報取り扱いについて(LPにリンク設置が必須)
- (7)リスクの明記

・リンク先に以下の表記がないこと。

- (1)携帯電話番号の表示
- (2)他の貸金業者の利用者や返済能力がない者を対象として勧誘する旨の表示又は説明
- (3)借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者の借入意欲をそそるような表示又は説明
- (4)公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明
- (5)貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明

4.クレジットカード(ローン訴求以外)

・社団法人日本クレジット協会の会員もしくは準会員企業であること。

5.証券/投資

・下記のいずれかを満たしている企業であること。

- (1)日本証券業協会加盟
- (2)第一種金融商品取引業者に登録されている

・リンク先で以下の内容を確認できること。

- (1)サービスを利用するにあたり発生するリスクに関する説明
- (2)手数料に関する説明
- (3)金融商品取引法に基づく表記必須(金融商品取引業者である旨、および登録番号)
- (4)個人情報取り扱いについて(LPにリンク設置が必須)

・リンク先に以下の表記がないこと。

- (1)射幸心をあおる表現

(2)利益の見込みについて、著しく事実に相違する表示や著しく誤認させるような表示

6.保険

- ・下記のいずれかを満たしている企業であること。
 - (1)損害保険契約者保護機構加盟
 - (2)生命保険契約者保護機構加盟
 - (3)日本少額短期保険協会加盟
- ・リンク先で以下の内容を確認できること。
 - (1)個人情報取り扱いについて(LPにリンク設置が必須)
 - (2)少額短期保険に関する説明とデメリットに関する注意喚起(少額短期保険取扱いの場合)

2.医療

1.医療機関

- ・医療法における広告規制を遵守していること。
- ・下記を明示していること。
 - (1)名称 (2)所在地 (3)連絡先 (4)診療科目
 - (5)専門科目 (6)学位または称号、経歴
 - ※医療機関が老人ホームを兼ねている場合もこれに準じる
 - ※獣医師もこれに準じる

2.あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう業

- ・あはき法における広告規制を遵守していること。
- ・リンク先で以下の内容を確認できること。
 - (1)術所の名称、住所、電話番号、施術者氏名
 - (2)業務の種類、施術日、施術時間など、その他厚生労働大臣が指定する事項
- ・リンク先に施術者の技能、経歴、施術方法について等の表記がないこと。

3.老人ホーム

- ・社団法人全国有料老人ホーム協会の会員企業であること。

4.コンタクトレンズ

- ・下記のいずれかを満たしている企業であること。
 - (1)コンタクトレンズメーカーである
 - (2)日本コンタクトレンズ協会加盟
- ・日本コンタクトレンズ協会のコンタクトレンズ広告自主基準に準拠していること。
- ・サイト上で購入・サンプル請求を受け付ける場合、下記条件を満たしていること。
 - (1)通販業種の基準に準拠している
 - (2)購入するには事前に医師の診断が必要である旨が表記されている
 - (3)各都道府県から高度管理医療機器の販売許可を得ている旨が表記されている
- ・カラーコンタクトレンズは下記基準も満たしていること
 - (1)度なし/度あり、虹彩付、虹彩なし問わず、日本国内における、医療機器としての承認されていること
 - (2)購入において、LP内にて「正しい使用法を守り、異常があれば眼科医の検診を受ける」旨の注意喚起がなされていること

3.美容

1.毛髪に関する商品・サービス

- ・下記協会加盟企業もしくは、弊社掲載可能企業であること。
 - (1)日本発毛促進協会
- ・リンク先で、コース内容/申込手順が分かりやすく説明されていること。
- ・植毛サービスを行っていないこと。

2.エステ

- 下記のいずれかを満たしている企業であること。
 - (1)日本エステティック業協会加盟
 - (2)日本エステティック協会の法人会員登録をしている
- リンク先で、コース内容/申込手順が分かりやすく説明されていること。
- 「19歳以下の利用者に対して親権者の同意が必要」である旨が表記されていること。
- リンク先に以下の内容がないこと。
 - (1)刺青メイクサービスを行っている
 - (2)サイト上で本契約が完結するサイト(体験申込みなどは除く)
 - (3)「永久脱毛」の表示
 - (4)医療行為を伴うサービス
 - (5)効能効果の保証表現
 - (6)LPが申込フォームのみでサービスの説明が十分に行われていない
- 特定商取引法の規制対象外訴求の場合、「お申込みいただくプランに応じて、特定商取引法に則って手続きをしている」旨の記載をLPに明記すること

4.ギャンブル

1.公営ギャンブル(競馬、競輪、競艇、オートレース、toto、宝くじ)

- 日本国内で運営されている公営ギャンブルの企業であること。
- 法律上認められている公営賭博に関する主催者による告知広告であること。
- リンク先に以下の内容がないこと。
 - (1)都道府県知事又は指定都市によって行われていない宝くじ
 - (2)PAT 訴求
 - (3)ギャンブルに関する予想
 - (4)馬券・投票権等の購入サービス
 - (5)現金換金サービス
 - (6)違法行為
 - (7)ネットカジノ
 - (8)海外宝くじ販売の仲介
 - (9)射幸心をあおる表現や直接購入につながるような表現及び、映像、画像
 - (10)ギャンブルを生活の手段に奨励するおそれのある表現
 - (11)未成年に対する配慮が著しく欠けている表現

5.通信販売

1.EC サイトおよびリサイクル・中古品販売業

- リンク先で以下の内容を確認できること。
 - (1)特定商取引法に関する表記
 - (2)プライバシーポリシー
 - (3)クーリングオフ表記(返品方法の表記)
 - (4)買い物手順表記
 - (5)手数料・送料表記
 - (6)18歳未満が購入する際の基準を明確化している
 - (7)古物営業法の許可表記(リサイクル・中古品販売業の場合)
- リンク先に以下の内容がないこと。
 - (1)アダルト要素の強い商品
 - (2)公序良俗に反する恐れのある商品
 - (3)弊社と競合する他社の製品
 - (4)サービス運営者が法人でない場合
- 医薬品の販売を行っているサイトの場合、厚生労働省の「一般用医薬品の販売サイト一覧」に登録されていること。

6.求人

1. パートタイム・アルバイト

- ・風俗営業法、風適法等の規則及び業務の適正化等に関する法律に関わる業態でないこと。
- ・時給について各都道府県の最低賃金以下であること。また時給が記載されていること
- ・業務内容の記載がされていること

2. 労働者・人材派遣

- ・リンク先に労働大臣の届出受理番号、届出許可番号または人材派遣業許可番号が記載されていること。
- ・リンク先に以下の内容がないこと。
 - (1) 風俗営業法、風適法に関わる業態
 - (2) 「高日給」など、日雇い労働を推奨・促進するような表現

7.教育関連

1. 大学、学校、専門学校(語学スクール、カルチャースクールなど)

- ・リンク先で、受講内容/申込手順/資料請求手順が分かりやすく説明されていること。
(医療系専門学校の場合、項目「▽医療系専門学校」を確認すること)
- ・「厚生労働省指定会社」「教育訓練給付制度指定会社」等の厚生労働省が企業を指定していると誤認を与えるような表現がないこと

2. 医療系専門学校

- ・会社概要に相当する、学校法人名、住所、理事長氏名(もしくは代表者氏名)、連絡先が記載されていること。
- ・上記理事長(もしくは代表者)の経歴が記載されていること。
- ・リンク先に以下の内容がないこと。
 - (1) 処方箋医薬品の販売・取り扱い
 - (2) 試薬、サンプリングの受け付け
 - (3) 国内販売を禁止されている医薬品

8.その他業種・サービス

1. 不動産

- ・海外不動産告知でないこと。

2. 旅行

- ・国土交通大臣または都道府県知事の登録を受けている旅行業者、旅行代理業者であること。
- ・全国旅行業協会あるいは日本旅行業協会の加盟企業であること。

3. 芸能・映画配給など

- ・年齢制限指定がないもの。
- ・公序良俗に反する恐れのある内容でないこと。